平成２２年（フ）第１１２号
北海道北見市川東402番地２
破産者　會田理惠子
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第１００号
群馬県高崎市箕郷町富岡921番地11
破産者　阿久津晶嗣
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第７１６号
横浜市旭区中希望が丘189番地19　サンモール103号
破産者　舟木　隆一
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７１７号
横浜市神奈川区羽沢南３丁目８番12号
破産者　舟木　ハツ
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６８８号
神奈川県大和市下鶴間412番地13　キャッスルつきみ野Ａ―107号、開始決定時の住所横浜市南区睦町１－１－８
破産者　中野安利砂
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７７０号
横浜市港北区高田西１丁目13番20号　リバーサイドハイツ２号棟101号室
破産者　宮田　俊之
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６４号
横浜市港南区上永谷５丁目３番14―103号
破産者　千葉　　功
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０６号
富山市開発143番地
破産者　野崎　善治
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７５号
長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬7998番イ号地
破産者　山岸　　榮
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
長野県諏訪郡下諏訪町社6536番地３
破産者　齋藤　昭彦
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第１３２号
長野県諏訪市大字中洲2539番地６、前住所長野県茅野市玉川1073番地１　ファミリーパークＢ棟
破産者　小林眞喜二（旧姓福本）
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第１４２号
長野県諏訪郡富士見町富士見3308番地
破産者　樋口　　毅
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第２６号
岐阜県下呂市御厩野2654番地２
破産者　古田木工こと　古田　雄士
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第４１２号
愛知県岡崎市東阿知和町字乗越６番地１株式会社イトキ社宅
破産者　安藤　邦彦
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７０３号
愛知県半田市有脇町14丁目80番地、営業所の所在地愛知県高浜市沢渡町４―６―５
破産者　メガネサロンタカハマこと　近藤　教和
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
滋賀県近江八幡市馬淵町1928番地３
破産者　松野　昭行
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１０３号
愛媛県松山市居相４丁目５番32号、開始決定時の住所千葉県船橋市大穴南５―19―20　レオパレスマツバラ2003―105号
破産者　清家　吉喜
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１１１号
福岡県北九州市小倉北区鋳物師町７番20―304号、開始決定時の住所愛媛県松山市南持田町３番地　第３セントポールハイツ306号
破産者　井上　哲男
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所